

建設事業者の皆様へ

～ 改正廃棄物処理法のあらまし ～

1 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の明確化及びその例外（法第21条の3関係）

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者となり、処理責任を負うこととなります。また、下請負人が行う工事現場での廃棄物の保管についても、元請業者と同様に保管基準が適用されます。

ただし、次の条件をすべて満たす場合においては、下請負人を排出事業者とみなし、下請負人自ら運搬することができます。

(1) 次のいずれかに該当する建設工事に伴い発生する廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。）であること。

① 建設工事（新築工事、増築工事及び解体工事を除く。）であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの

② 引渡しされた建築物等の瑕疵の補修に関する工事であって、その請負代金相当額が500万円以下であるもの

※ ただし、同一の者が二つ以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一つの契約として請け負ったものとみなす。

(2) 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。

(3) 1回当たりに運搬される廃棄物の量が1 m³以下であることが明確となるように運搬すること。

(4) 当該廃棄物の運搬の途中で保管をしないこと。

(5) 運搬先が、建設工事現場と同一もしくは隣接する都道府県であって、元請業者が所有権又は使用权原を有する施設（積替え又は保管の場所を含む。）であること。

(6) 下請負人が、建設工事に係る請負契約に基づき自ら運搬する廃棄物について、建設工事現場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先並びに当該廃棄物の運搬を行う期間等を具体的に記載した書面（元請業者及び下請負人の押印がなされたもの）を作成し、当該書面及び請負契約の写し（瑕疵の補修工事にあつては、これらに加え、建築物その他の工作物の引渡しが行なされた事実を確認できる資料）を携行すること。

なお、今回の法改正により、建設工事等で廃石綿などの特別管理産業廃棄物が排出される場合には、元請業者において特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が必要となります。

（※ 特別管理産業廃棄物管理責任者は排出事業者に設置の義務があるため。）

2 事業場外の保管届出

(法第 12 条第 3 項及び第 4 項並びに法第 12 条の 2 第 3 項及び第 4 項関係)

建設工事に伴い生じる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）を排出した事業場の外に自ら保管するときは、事前に市長に届出することが義務付けられます。また、当該保管場所については、産業廃棄物処理基準の積替えや保管に関する基準が適用されることとなります。

- (1) 届出対象は、300 m²以上の保管場所（面積は保管場所の囲いの部分によって算定）で行う保管になります。
- (2) 届出事項を変更する場合には、事前に届出が必要となります。
- (3) 保管場所での保管を廃止する場合には、廃止した日から起算して 30 日以内に届出が必要となります。
- (4) 改正法の施行日（平成 23 年 4 月 1 日）時点で既に行われている保管については、施行日から 3 ヶ月以内（平成 23 年 6 月 30 日まで）に市長に届出をしなければなりません。

なお、届出の対象とならない事業場外保管についても、産業廃棄物処理基準の積替えや保管に関する基準が適用されます。

3 マニフェストの保存（法第 12 条の 3 第 2 項関係）

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、当該マニフェストの写し（A 票）の保存が義務付けられます。また、保存期間はマニフェストの写し（A 票）を交付した日から 5 年間になります。

これにより、すべてのマニフェスト（A 票、B2 票、D 票及び E 票）の保存が義務付けられ、その期間は 5 年間になります。

4 帳簿（法第 12 条第 13 項関係）

帳簿を備え付ける義務を有する事業者に、次の事業者が追加されます。

- (1) 事業場の外において、自らの産業廃棄物の処分を行う事業者
- (2) 事業場内に設置された、許可対象とされていない小規模な焼却施設*において、自らの産業廃棄物の焼却を行う事業者（※規模に関係なく全ての焼却炉が対象）

5 報告徴収及び立入検査の拡充（法第 18 条及び法第 19 条関係）

市は、これまでの報告徴収及び立入検査の対象に加えて、広く関係者への報告徴収及び関係場所への立入検査を行うことができるようになります。

6 不法投棄等の罰則強化（法第 32 条第 1 項関係）

法人による不法投棄及び不法焼却（未遂も含む）、無許可営業に係る罰則の上限が 1 億円から 3 億円に引き上げられます。（※平成 22 年 6 月 8 日より施行）

7 事業者による処理状況の確認の努力義務（法第 12 条第 7 項及び法第 12 条の 2 第 7 項関係）

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理状況に関する確認を行った上で、最終処分が終了するまでの処理行程において、当該産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な措置を講じるように努めなければなりません。

【処理の状況に関する確認とは…】

例① 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地に確認すること。

- ・ 委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか（最終処分場の残余容量が十分か）
- ・ 施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・ 廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・ （安定型最終処分場の場合）展開検査が適正に行われているか等

例② 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること。

8 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日